

令和7年度応急住宅対策訓練実施等業務委託 委託業務仕様書（企画提案用）

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案に基づく選定後、委託者は、企画提案書を特定した者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務の目的

埼玉版FEMAとして、応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体及び埼玉県住宅供給公社等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、災害時の住宅の供給体制を強化することを目的とする。

加えて、被災住宅の緊急の修理に係る訓練を実施し、緊急の修理について理解を深めることで、災害時の住宅対策の総合的な強化を図る。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

災害救助法に基づく建設型及び賃貸型応急住宅の供与並びに県営住宅の一時提供に関する業務について、本県が備える各々のマニュアルや実施要綱等（以下、「既存マニュアル」という。別紙参照）を使用した訓練を実施する。各訓練を通じて業務上の課題を抽出し、既存マニュアルの改訂案を作成する。

また、被災住宅の緊急の修理に係る訓練を実施する。

（1）災害時の住宅の供給に関する訓練及び既存マニュアルの改訂

A．建設型応急住宅の供与、B．賃貸型応急住宅の供与及びC．県営住宅の一時提供の各々について訓練及び既存マニュアルの改訂等を行う。

各訓練において必要な事項は以下のとおりである。

【共通事項】

ア 訓練の実施

（ア）災害発生時の対応に着目したシナリオの作成

（イ）訓練の準備

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

(ウ) 当日の運営

訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

(エ) 訓練実施後

訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。

イ 既存マニュアルの改訂案の作成

訓練によって明らかとなった課題を既存マニュアルへ反映させた改訂案を作成する。必要な業務は以下のとおりである。

(ア) 課題の抽出

訓練において明らかとなった課題を確認する。

(イ) 調査、情報収集

必要に応じ、関係機関への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、マニュアル改訂に必要な情報を収集する。

(ウ) 既存マニュアルの改訂案の作成

(ア)、(イ) を踏まえて委託者と改訂の方向性を協議の上、改訂案を作成する。内容については委託者と適宜調整すること。

【個別事項】

A. 建設型応急住宅の供与

ア 訓練の実施

(ア) 訓練の種類

図上訓練（検討会方式）とし、事前に参加者へ状況を付与する。訓練当日は、対象期間における関係機関の一連の対応を確認することに加え、参加者の理解を深めるために効果的となる場면을適宜取り上げ、参加者同士で議論を行うものとする。

① 対象期間

発災から応急仮設住宅供給計画の決定までの期間。（既存マニュアルを参照）

② 災害の種類

想定する大規模災害は、埼玉県地震被害想定調査報告書等において想定される地震とする。なお、詳細は委託者と協議して決定する。（原則として、A～Cの訓練共通の被害想定とする）

(イ) 参加機関（参加者）

県及び市町村職員 約30人程度を想定

ただし、訓練当日は上記以外の市町村等（約100人程度）へ訓練の様子を配信できる環境をつくること。

(ウ) 訓練の回数、会場及び時期

訓練の回数は1回とし、会場等については委託者と協議の上、決定する。

なお、訓練に先立ち参加者への事前説明会（Web開催1回）を開催すること。

イ 既存マニュアルの改訂案の作成

改訂案の作成にあたっては、作業主体、手順、様式、標準図及び仕様、住宅の供給に係る配分方針案について、必要な内容を確認すること。

次の時期に改訂案の途中経過及び最終稿の提出を求める。

中間報告： 1月頃

最終稿提出： 3月

B. 賃貸型応急住宅の供与

ア 訓練の実施

(ア) 訓練の種類

地震被害を想定したロールプレイング訓練を行う。供給方式は自ら探す方式とし、次の訓練（以下「対象訓練」という。）を順次実施する。詳細は、国の賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引きによる。

①「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズ」を想定した情報連絡に係る訓練

②「入居の募集開始から入居決定までのフェーズ」を想定した申込み・審査に係る訓練

(イ) 参加機関（参加者）及び訓練の回数

訓練の実施回数は対象訓練各1回とする。各訓練の参加者は次のとおりとする。また、訓練参加市町村以外が訓練を視聴できる環境をつくること。

①情報連絡に係る訓練

県、3市町村以上、協定3団体、不動産店3店以上

②申込み・審査に係る訓練

県、3市町村以上、不動産店3店以上

※原則として、訓練に参加する市町村、不動産店は同一の者とする。

イ 既存マニュアルの改訂案の作成

(ア) 賃貸型応急住宅の提供に関する業務マニュアルの改訂等

県住宅課作成の「災害時における応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の提供に関するマニュアル」及び賃貸型応急住宅供与事業実施要領について、最新の制度や賃貸型応急住宅の供与に係る訓練結果等から課題を抽出し、委託者と協議の上、災害時により実効性の高いマニュアルになるよう改訂するもの。

訓練前までに改訂案の途中経過を報告するとともに、次の時期に最終稿の提出を求める。

最終稿提出： 3月 （訓練結果の反映、一連の契約事務で用いる統一Excel等の電子データの作成など）

(イ) 不動産店向けマニュアルの作成

大規模災害発生時の住宅対策のひとつである賃貸型応急住宅の供給を円滑に行うため、供給にあたり重要な役割を担っていただく不動産店向けに、制度概要や手続きなどをまとめたマニュアルを、委託者と協議の上、作成するもの。作成にあたり、神奈川県賃貸型応急住宅不動産店向けマニュアル（A4 冊子版）を参考とすること。

次の時期に改訂案の途中経過及び最終稿の提出を求める。

中間報告：12月

最終稿提出：3月

C. 県営住宅の一時提供

ア 訓練の実施

(ア) 訓練の種類

図上訓練（検討会方式）とし、事前に参加者へ状況を付与する。訓練当日は、対象期間における関係機関の一連の対応を確認することに加え、参加者の理解を深めるために効果的となる場면을適宜取り上げ、参加者同士で議論を行うものとする。

① 対象期間

発災から県営住宅の提供準備に至る約3日間の期間。（既存マニュアルを参照）

② 災害の種類

想定する大規模災害は、埼玉県地震被害想定調査報告書等において想定される地震とする。なお、詳細は委託者と協議して決定する。

(イ) 参加機関（参加者）

県及び埼玉県住宅供給公社 約15人（県、公社本社及び各支所）（各支所はWeb参加）

(ウ) 訓練の回数、会場及び時期

訓練の回数は1回とし、会場等については委託者と協議の上、決定する。

なお、訓練に先立ち参加者への事前説明会（Web開催1回）を開催すること。

イ 既存マニュアルの改訂案の作成

既存の実施要綱を活用し、マニュアルを作成し整理すること。なお、作成にあたり募集・入居準備までの作業主体、手順、様式について、必要な内容を確認すること。

次の時期に改訂案の途中経過及び最終稿の提出を求める。

中間報告：1月頃

最終稿提出：3月

(2) 被災住宅の緊急の修理に係る訓練

緊急の修理とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）第7条第一号に定められる「住家の被害の拡大を防止す

るための緊急の修理」のことであり、被災した住宅の屋根へのブルーシート張り等が該当する。

当該訓練では講習・実演を通じて市町村や自主防災組織に被災した住宅の屋根へのブルーシート張りに関する知識を習得させ、被災者等からの相談に対応できる者を育成することを目的としている。

ア 訓練の実施

(ア) 実施内容

- ① 座学による緊急の修理制度の説明（制度概要、市町村の役割）、ブルーシートの展張に関する説明
- ② 実物大の模型を使用したブルーシートの展張の実演又は映像等を用いることによる説明（模型を使用した訓練を1回以上実施すること）

(イ) 参加機関（参加者）

県内の市町村の職員、自主防災組織、消防団等とし、1回の参加人数は20人程度以上とする。

(ウ) 訓練の回数、会場及び時期

4回での実施とする（オンラインも可）。なお、詳細は委託者と協議の上、決定する。

(エ) 訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を行うこと。

- ・参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

(オ) 当日の運営等

- ・訓練前は会場設営や受付を行い、訓練中は進行を主として担うこと。
- ・出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。
- ・成果物の動画を作成するための撮影を行うこと。

(カ) 訓練後の事務

- ・訓練実施後、訓練の概要や出席者、訓練結果報告書を作成すること。
- ・ブルーシートの展張に関する動画を作成すること。

イ 動画の作成

(ア) 動画のねらい

市町村の職員や自主防災組織等が、被災した住宅の屋根へのブルーシート張り等に関する理解を深め、訓練の振り返りや関係者への説明に使用できるようにするため動画を作成する。

(イ) 動画の詳細

- ・映像の長さは適宜とし、内容が伝わる十分な長さとする。
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等で視聴することを前提とする。

- ・撮影の前に原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォントも含め、委託者と事前に撮影内容を十分調整すること。
- ・撮影後の映像の編集にあたっては、委託者の校正は3回とする。その場合、委託者の指示に合わせた修正を行うこと。
- ・動画作成全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。また、動画作成全般には、構成案（シナリオ）作成、収録、ナレーション、テロップCG、BGM、編集等のほか、制作物の納品までの一切を含むものとする。
- ・動画の解像度は1920×1080以上とする。
- ・動画には視聴者の理解を助けるテロップ等を適宜入れること。またデジタル技術を駆使し、見ている人が飽きないような工夫を凝らすこと。
- ・そのほか必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。用意した映像や音楽については適宜委託者に確認を取ることを。

4 成果品について

成果品は以下の表のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	委託業務報告書	電子データ
2	各訓練で使用した災害被害・対処事項ごとのシナリオ・資料等一式	電子データ
3	訓練実施報告書	電子データ
4	住宅供給の種類別マニュアル等	電子データ
	A. 建設型応急住宅の供与	
	① 業務マニュアル	電子データ
	B. 賃貸型応急住宅の供与	
	① 業務マニュアル	電子データ
	② 賃貸型応急住宅供与事業実施要領（ひな形）	電子データ
	③ 賃貸型応急住宅に関する様式等一式	電子データ
	④ 不動産店向けマニュアル	電子データ
	C. 県営住宅の一時提供マニュアル	
	①業務マニュアル	電子データ
5	被災住宅の緊急の修理に係る訓練	
	作成したブルーシートの展張に関する動画 ※ファイル形式はMPEG 2、WMP 9、MP 4のいずれかとする。	電子データ

6 その他注意事項

- （１）企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。

- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、災害救助法等の関係法令並びに埼玉県地域防災計画及び関係機関の策定する防災計画等を把握し、業務に反映すること。
- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、専任の担当者を2人配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでもよい。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。
- (5) 訓練の会場費や備品等に係る費用は受託者が負担すること。また、必要に応じて外部講師を招いた場合、謝金等に係る費用は受託者が負担すること。
- (6) 委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

7 委託業務実施に当たっての留意点

- (1) 著作権の取扱い
受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物
納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 定めのない事項等
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

別紙：既存マニュアル一覧（参考）

	マニュアル名
1	埼玉県応急仮設住宅（建設型）供給マニュアル
2	災害時における応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の提供に関するマニュアル
3	令和元年東日本台風における賃貸型応急住宅供与事業実施要領
4	埼玉県地域防災計画
5	都市整備部業務継続計画（BCP）
6	住宅課災害対策要領（県営住宅管理編）